

令和5年度第12回（3月）幸田町教育委員会定例会 会議録

開会日時 令和6年2月22日（木） 午前 9時11分

閉会日時 令和6年2月22日（木） 午前10時20分

場 所 幸田町役場 4階 401会議室

出席者 教育長 池田和博
委 員 伊藤秀雄
委 員 壁谷昭代
委 員 中西雅俊
委 員 亀吉沙織

説明のため出席した職員

教育部長 菅沼秀浩、次長兼文化スポーツ課長 夏目守雄、
学校教育課学校指導担当課長 小嶋智香、学校教育課指導主事 近藤克幸、
同 清水弘人、同 鈴木祥之

会議録作成職員

学校教育課主幹 近藤京子

議事事項

- 第21号 令和5年度末幸田町教職員定期人事異動内申について
第22号 幸田町立小中学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について
第23号 幸田町指定文化財の指定について
第24号 幸田町指定文化財の指定解除について

（議事の要旨等）

教育長 議事に入る前に、第21号議案 令和5年度末幸田町教職員定期人事異動内申については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、審議を非公開とすることを発議し、賛成委員の挙手を求める。

委 員 挙手（全員）

教育長 審議を非公開とすることを決定

■第21号議案

令和5年度末幸田町教職員定期人事異動内申について（非公開）

■第22号議案

幸田町立小中学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について

学校教育課主幹 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

中西委員 子どもに対して心豊かに育むような教えをする中で、思いやりとか人を尊重するということが謳われている。子どもを教える立場の者が、足元がみえなくなるというのは、人間として往々としてある。教育を通じて出来るだけ規程に反することのないように心掛けていただきたい。

学校指導担当課長 職員同士の規程であるが、職員が子どもにということでは、一番大事にしていけないといけないところである。十分かみしめてやっていきたい。

壁谷委員 愛知県でも精神的に追い詰められて休む先生がいると聞く。実際に幸田町でハラスメント関係で辞めてしまったり、休むという事例があるか。

学校指導担当課長 ハラスメントを理由に辞めるというのは重大な事である。ハラスメントに特化してという認識ではないと思う。

壁谷委員 年代が違くと年上の者が、自分の時はこうであったと忍耐的なことを発しがちであるが、ギスギスした関係にならないようにしたい。話し合いがよくされないなど人間関係が希薄になってしまうのも子どもたちに影響する。また、先生の意欲向上にもならない。気を付けつつも良い関係になったらいい。

学校指導担当課長 学校の中でも校長、教頭を中心に風通しの良い職員室、誰もが何でも自由に言える雰囲気を目指して思いを一つにしてやっているという状況である。

伊藤委員 職員間のお互いの思いやりや人としてお互いを尊重し合う姿勢が、教育の根幹をなしていると思う。教員間の関係は、子どもにも伝わっていくので、先生同士で尊重し合い仲良くやることを大事にしていきたい。

教育長 定例校長会議でも話をし、各学校で教員同士の人間関係、子どもに対する人権意識を持って教育活動を進めていくようにしていく。

穂吉委員 ハラスメントを気にして若い先生への指導を怠らないよう

に。ハラスメントと教員として教えることは別。今まで培われた知識をしっかりと若い先生にも引き継いでいただきたい。

また、若い先生が、自分よりも年上の保護者から何か言われた時に先輩先生が救いの手を差し伸べていただきたい。そういったフォローが若い先生には必要だと感じる。教員が少ない時に教員を選んできた方々を先輩方で守っていただきたい。

学校指導担当課長

受け止める側がハラスメントと感じたらハラスメントになるわけではなく、職務を遂行していく上で必要な指導であることを管理職もきちんと思いを伝え、互いが理解し、必要なことは必要という受け止めでやっている。

若い先生のフォローということで、その先生が一人で抱え込まないように学年や教務主任や校長、教頭も一緒に話を聞いたり、代わったりしている。若い先生が孤立しないように見守る体制を作りながらやっている。

教育長

第２２号議案「幸田町立小中学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の制定について」の採決（挙手を求める）

委員

挙手（全員）

教育長

原案のとおり可決することを宣言

■第２３号議案

幸田町指定文化財の指定について

次長兼文化スポーツ課長

議案書等により説明

教育長

質疑を許可

中西委員

現在幸田町で博物館構想進めていると思うが、展示したいものや全体的に町の文化財を洗い出しする悉皆調査を進めているのか。

次長兼文化スポーツ課長

基本構想ということで、どのような博物館をイメージするかということで進めている。具体的な展示品などは決定していないが、幸田町で発見、発掘された文化財は展示していく。現在、町では保存できる設備がないため、町外にお願いして保存してもらっている。博物館が出来れば、町に戻して皆さんに見ていただくように活用していく。

教育長

悉皆調査については、すでに着手している。町内のエリアに分けて順番に進めている。

教育長

第２３号議案「幸田町指定文化財の指定について」の採決（挙手を求める）

委 員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

■第24号議案

幸田町指定文化財の指定解除について

次長兼文化スポーツ課長	議案書等により説明
-------------	-----------

教育長	質疑を許可
-----	-------

（質疑なし）

教育長	第24号議案「幸田町指定文化財の指定解除について」の採 決（挙手を求める）
-----	--

委 員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

幸田町教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年4月3日

教育長	池田 和博
-----	-------

委 員	壁谷 昭代
-----	-------

会議録作成職員	
学校教育課主幹	近藤 京子